

# ガス小売選択約款

(家庭用コージェネレーションシステム契約)

令和2年4月1日実施

諏訪瓦斯株式会社

# 目 次

1. 目 的 .....	1
2. この小売選択約款の変更 .....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 適用条件 .....	2
5. 契約の成立及び変更 .....	2
6. 使用量の算定及び通知 .....	3
7. 料 金 .....	3
8. 単位料金の調整 .....	3
9. その他 .....	4
付 則 .....	5
1. この小売選択約款の実施期日 .....	5
2. この小売選択約款の掲示 .....	5
3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 .....	5
4. この小売選択約款の実施に伴う切り替え措置 .....	5
別 表 .....	6
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法 .....	6
2. 家庭用コージェネレーションシステム契約料金表 .....	7

## 1. 目 的

このガス小売選択約款【家庭用コージェネレーションシステム】（以下「この小売選択約款」といいます。）は、主に家庭用コージェネレーションシステムをご使用いただくお客さま向けに、ガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件を定めたものです。

## 2. この小売選択約款の変更

- (1) 当社は、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売選択約款によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの小売選択約款の変更に関する異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分が結合している住宅をいいます。
- (3) 「冬期」とは、11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの6か月間をいい、「その他期」とは、

5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）までの6か月間をいいます。

- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

この小売選択約款は、次の条件をすべて満たし、お客さまが当社に対してこの小売選択約款の適用を希望される場合に申し込むことができます。

- (1) 3（1）の家庭用コージェネレーションシステムを設置していること。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステム（ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量））の能力が700W以上5kW未満であること。
- (3) 家庭用コージェネレーションシステムの使用にあたり、専用住宅または併用住宅で一需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (4) 当社が、上記の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り需要場所への立ち入りを承諾させていただくこと。

#### 5. 契約の成立及び変更

- (1) この小売選択約款に基づく契約を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込みをしていただきます。
- (2) この小売選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（これを「契約成立日」といいます。）に成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様いたします。
- (3) 契約開始日は次のとおりといたします
  - ① 新規（新設・転入等）に契約の場合、契約成立日（開栓日等含む）からといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日（開栓日等）から適用いたします。
  - ② 既に当社のガスをお使いのお客さまが他の契約種別より変更の場合、契約成立日が属する月の前月定例検針日の翌日から適用いたします。本契約を解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。
- (4) 本契約の適用条件を満たさなくなった場合は解約となります。その場合、他の契約種別（ガ

ス小売供給約款に定める料金を含みます。)へ契約の変更を申し込みいただきます。

## 6. 使用量の算定及び通知

当社(導管部門)は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。当社は、当社(導管部門)より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを(以下「遅収料金」といいます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、家庭用コージェネレーションシステム契約には、この小売選択約款の別表2の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

54,690円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算

定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG（プロパン）平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9711 \\ &+ \text{トン当たりLPG（プロパン）平均価格} \times 0.0460 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG（プロパン）平均価格は、当社の営業所等に掲示いたします。

### ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. その他

(1) その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

**1. この小売選択約款の実施期日**

この小売選択約款は、令和2年4月1日から実施いたします。

**2. この小売選択約款の掲示**

当社は、この小売選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。  
この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後のガス小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

**3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置**

当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

**4. この小売選択約款の実施に伴う切り替え措置**

当社は、令和2年3月31日までこの小売選択約款の変更前のガス小売選択約款（家庭用コージェネレーションシステム契約）の適用がありますが、令和2年3月に行う定例検針日の翌日から起算して令和2年4月に行う定例検針日までの期間で算定する早収料金は、この小売選択約款の別表2の料金表を適用いたします。また、令和2年3月にガスの使用を開始されたお客さまで、ガス小売供給約款に定める16（3）の規定が適用される場合において、ガスの使用を開始した日から令和2年4月に行う定例検針日までの期間で算定する早収料金は、この小売選択約款の別表2の料金表を適用いたします。

## 別 表

### 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定し



た調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）  
② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

## 2. 家庭用コージェネレーションシステム契約料金表

（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月につき	1, 9 8 0 円
---------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	その他期	冬期
	1 1 7 . 5 2 円	1 0 8 . 0 7 円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。